

令和 3 年 4 月 2 1 日 開 会

臨 時 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第39号	専決処分の承認を求めることについて……………	2
議第40号	令和3年度草津市一般会計補正予算（第2号）	
議第41号	令和3年度草津市財産区特別会計補正予算（第1号）	
議第42号	草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案…	12
議第43号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	14
議第44号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	16
議第45号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	18
議第46号	財産の処分につき議決を求めることについて……………	20

議第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 21 日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市税条例等の一部を改正する条例について緊急に執行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第1号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 1 号

草津市税条例等の一部を改正する条例の制定について

草津市税条例等の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例等の一部を改正する条例

(草津市税条例の一部改正)

第1条 草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の右に「および第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項および」を「この条、次条第2項および第3項ならびに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号および第2号中「同条第4項」の右に「または第5項」を加える。

付則第7条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25

項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項を同条第24項とし、同条第27項を同条第25項とする。

付則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第8条の2の見出し中「令和元年度または令和2年度」を「令和4年度または令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分または令和2年度分」を「令和4年度分または令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

付則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度

まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項および第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第4項および第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条表以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の右に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

付則第12条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第12条の2中「同条第4項」の右に「または第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第12条の2の3第2項中「同条第2項」の右に「または第3項」を、「同条第4項」の右に「または第5項」を加える。

付則第13条第1項表以外の部分中「3輪以上」を「三輪以上」に、「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項表以外の部分中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項表以外の部分中「この項および次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項表以外の部分中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの

間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７ 法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第１３条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

付則第１４条の２（見出しを含む。）中「附則第１５条第１９項」を「附則第１５条第１６項」に改める。

付則第１４条の３（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

付則第１４条の４（見出しを含む。）中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３５項」に改める。

付則第１４条の５（見出しを含む。）中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４２項」に改める。

付則第１５条の２の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の右に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前

年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度および令和5年度分」に改め、同条第4項および第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第16条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条表以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の右に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

付則第29条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(草津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 草津市税条例等の一部を改正する条例（令和2年草津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、草津市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、草津市税条例第50条第4項の改正規定中「「または第31項」に」の右に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、草津市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、草津市税条例付則第2条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

付則第4条第1項中「および第4項」および「または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第

2 項中「または法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条および付則第 4 条第 1 項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた第 1 条の規定による改正前の草津市税条例（次項において「旧条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第 4 1 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第 4 1 項に規定する機械装置等（以下こ

の項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第42号

草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年4月21日

草津市長 橋 川 渉

草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

草津市立健康広場の設置および管理に関する条例（昭和56年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表草津市立野村健康広場の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第43号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年4月21日

草津市長 橋 川 渉

契約の締結につき議決を求めることについて

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業契約を次のように締結することにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的	(仮称) 草津市立プール整備・運営事業
契約の方法	総合評価一般競争入札
契約の金額	14,260,804,038 円
契約の相手方	草津市大路二丁目 1 番 41 号 草津シティプール PFI サービス株式会社 代表取締役 鈴木 章夫

(参考)

事業場所	草津市西大路町外地先
事業期間	契約締結日から令和 21 年 3 月 31 日まで
事業の概要	施設の整備（設計・建設）業務、運営・維持管理業務

議第 4 4 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年4月21日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

（仮称）草津市立プール

2 設置条例の名称

草津市都市公園条例

3 指定管理者

草津市大路二丁目1番41号

草津シティプールPFIサービス株式会社

代表取締役 鈴木 章 夫

4 指定期間

令和6年5月1日から令和21年3月31日まで

議第45号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年4月21日

草津市長 橋 川 渉

契約の締結につき議決を求めることについて

県道下笠大路井線他付替等工事請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的	県道下笠大路井線他付替等工事
契約の方法	条件付一般競争入札
契約の金額	246,096,312円
契約の相手方	草津市矢橋町638番地2 株式会社岸本工業 代表取締役 岸本 広重

（参考）

工事場所	草津市野村三丁目他
工事期間	契約締結日から令和4年8月31日まで
工事の概要	県道付替工事（L=300m、W=10.5～15.75m） 市道付替工事（L=43m、W=9.5m） 用水管移設工事（L=161m、 ϕ =900mm）

議第46号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年4月21日

草津市長 橋 川 渉

財産の処分につき議決を求めることについて

次のとおり財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類、地番、地目および面積

種類 土地

地番 草津市追分南二丁目字鴨田1202番

地目 ため池

面積 19,682.73 平方メートル

処分価格 320,000,000円

処分の相手方 草津市南草津二丁目4番地10 ベーネ南草津1F

株式会社ネクスト

代表取締役 辻 由夫